

(案)

府消委第 号
平成24年5月29日

内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について

平成24年3月2日付け消安全第36-2号で諮問があった基本的事項の変更（改定案骨子）について平成24年3月27日に意見を述べたところであるが、平成24年5月11日付けの意見募集で示された改定案についての消費者委員会の意見は、下記のとおりである。

記

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について、消費者委員会として、引き続き検証・評価を行っていくことを前提に、平成24年5月11日付けの意見募集で示された改定案のとおり変更することが適当であると考えます。